

議案第6号

みやき町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例
について

みやき町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3年 3月 1日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の施行により、みやき町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例

みやき町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例（平成17年みやき町条例第145号）の一部を次のように改正する。

第1条中「すべて」を「全て」に、「あらゆる差別をなくす」を「部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を推進する」に改める。

第3条中「すべて」を「全て」に、「なくす」を「解消する」に改める。

第4条中「擁護し」の次に「、あらゆる差別の解消の推進を図り」を加える。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条の見出し中「啓発活動」を「教育及び啓発」に改め、同条中「啓発活動」を「教育及び啓発」に、「差別」を「あらゆる差別」に、「、世論」を「世論」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（相談体制の充実）

第5条 町は、あらゆる差別に関する相談に応ずるため、相談体制の充実に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び世界人権宣言の精神にのっとり、町民一人一人が人権を尊び、あらゆる差別をなくす</u> _____とともに、人権尊重を基調とする明るく住みよい町づくりの実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(町民の責務)</p> <p>第3条 <u>すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくす</u>ための施策に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>(施策の推進)</p> <p>第4条 町は、基本的人権を擁護し_____、明るく住みよい社会を形成するために行政のあらゆる分野で必要な施策の推進に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(啓発活動)</p> <p>第5条 町は、人権意識の高揚を図るため、関係団体等との密接</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>全て</u>の国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び世界人権宣言の精神にのっとり、町民一人一人が人権を尊び、<u>部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を推進する</u>とともに、人権尊重を基調とする明るく住みよい町づくりの実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(町民の責務)</p> <p>第3条 <u>全て</u>の町民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別を<u>解消する</u>ための施策に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>(施策の推進)</p> <p>第4条 町は、基本的人権を擁護し、<u>あらゆる差別の解消の推進を図り</u>、明るく住みよい社会を形成するために行政のあらゆる分野で必要な施策の推進に努めるものとする。</p> <p>(相談体制の充実)</p> <p>第5条 <u>町は、あらゆる差別に関する相談に応ずるため、相談体制の充実に努めるものとする。</u></p> <p>(教育及び啓発)</p> <p>第6条 町は、人権意識の高揚を図るため、関係団体等との密接</p>

改正前	改正後
<p>な連携による<u>啓発活動</u>を推進し、<u>差別</u>を許さない、<u>世論</u>の形成及び人権擁護の社会づくりに努めるものとする。</p> <p>(推進体制) <u>第6条</u> (略)</p> <p>(委任) <u>第7条</u> (略)</p>	<p>な連携による<u>教育及び啓発</u>を推進し、<u>あらゆる差別</u>を許さない、<u>世論</u>の形成及び人権擁護の社会づくりに努めるものとする。</p> <p>(推進体制) <u>第7条</u> (略)</p> <p>(委任) <u>第8条</u> (略)</p>